

# 特定間伐等促進計画

三重県 亀山市

平成21年3月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年第32号法律)第3条第1項の規定により定められた三重県の基本方針によると、平成20年度から平成24年度にまでの5か年間に県内民有林において促進すべき間伐等の目標面積は54,750ha(年平均10,950ha)を掲げており、これは平成14年度から平成18年度の実績46,320ha(平均9,264ha)と比較すると大幅な増加となっている。

亀山市の平成15年度から19年度の5か年間の間伐等の実施面積は1,295ha(年平均259ha)であるが、三重県の基本方針や当市の間伐等の実施状況を勘案して、平成21年度から平成24年度にまでの4か年間で1,272ha(年平均318ha)の間伐等を行うことを、亀山市特定間伐等促進計画の最低目標とする。(注1)

亀山市特定間伐等促進計画内訳

(単位:ha)

区分	森林所有者等による自力事業	市町単独事業	造林補助事業(注2)	法定交付金事業	県単独事業	その他	計	5か年平均[ha/年]
面積	0	0	321	0	479	274	1,074	215

注1) 特定間伐等促進計画には治山事業の計画を含まない。それ以外の実績や目標面積などは治山事業によるものを含む。

注2) 国による補助事業等であるが、間伐等法促進法第5条の規定に基づく交付金の交付を受けようとする事業については含まない。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

三重県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、亀山市の区域(団地)の範囲を別図のとおり定める。

## 3 特定間伐等の実施計画

(1)間伐、(2)造林、(3)その他間伐及び造林に関する事項、(4)作業路網、(5)その他の施設 の実施計画については別紙のとおり。  
(6)事業実施箇所については別添図面のとおり。

4 森林施業受委託や施業実施協定の締結促進等、森林施業の共同化の促進に関すること

森林組合・認定林業事業体を中心となり、個人所有者を取りまとめ、共同化の促進を図る。

5 担い手の育成及び確保に関すること

都市部からの就業を含めた幅広い人材の確保、育成、定着のため、森林組合等林業事業体における雇用の安定、労働安全衛生の向上等環境の改善を進め、林業従事者の要請確保を図る。

6 間伐事業の合理化に向けた取組みの方向

高性能林業機械の導入をはじめとし、林業の機械化を推進し、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図る。